

地域脱炭素に関する連携協定書



球磨村（以下「甲」という。）、日置市（以下「乙」という。）、株式会社球磨村森電力（以下「丙」という。）及びひおき地域エネルギー株式会社（以下「丁」という。）は、甲及び乙の地域脱炭素の実現に向けて、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁が協働することにより、甲及び乙が目指す地域脱炭素の実現を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携するものとする。

- 
- (1) 脱炭素先行地域づくり事業実施の推進に関すること。
 - (2) オンサイトPPA太陽光発電及びオフサイトPPA太陽光発電の設置や開発に関すること。
 - (3) 小水力発電設備の設置や開発に関すること。
 - (4) その他、地域脱炭素の推進に関すること。

2 前項各号に掲げる事項に係る具体的な取組については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、決定するものとする。

（守秘義務）



第3条 甲、乙、丙及び丁は、本協定の締結及び実施において知り得た他の本協定当事者の秘密を第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に当該当事者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲、乙、丙及び丁は、理由の如何を問わず、本協定が終了した後も前項に定める守秘義務を負うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙丙丁いずれからも書面による解約の意思表示がない場合は、有効期間が満了する日の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲、乙、丙及び丁は、前項の有効期間にかかわらず、解約予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

（協定内容の変更）



第5条 甲乙丙丁いずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙、丙及び丁で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が各自署名の上、それぞれその1通を保有する。

令和6年10月17日

甲 熊本県球磨郡球磨村大字渡丙1730番地

球磨村

代表者 球磨村長

松谷 浩一



乙 鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目100番地

日置市

代表者 日置市長

永山 由高



丙 熊本県球磨郡球磨村大瀬1121球泉洞森の香房2F

株式会社球磨村森電力

代表取締役

中嶋 崇史



丁 鹿児島県日置市伊集院町妙円寺二丁目54番地10

ひおき地域エネルギー株式会社

代表取締役

中尾 雄

